

## 令和5年度群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、今般のコロナ禍における原油価格・物価高騰等により大きな影響を受けている子どもの居場所の運営を緊急的に支援するため、当該子どもの居場所の運営団体に対し、子どもの居場所の運営費の削減に必要な経費及び運営に要する経費について、予算の範囲内において令和5年度群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱によるものとする。

### (補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、群馬県内で次条に掲げる事業を実施する民間団体とする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者（第5条第7号において「暴力団等」という。）であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

### (補助事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

(1) 次のいずれかに該当する子どもの居場所を運営していること。

① 食事の提供を含む子どもの居場所（以下「子ども食堂」という。）

② 学習の支援を含む子どもの居場所（以下「学習支援」という。）

③ 適切な遊びや様々な体験活動等を通じて生活習慣を身につけることができる事業、相談支援などを含む子どもの居場所（以下「遊び場等」という。）

(2) 原則として月1回以上定期的に子どもの居場所を提供していること。

(3) 1年以上継続して事業を実施する見込みがあること。

(4) 提供1回あたり、団体の構成員の3親等以内の親族を除く概ね5名以上の子どもの利用があること。

- (5) 利用料は無料又は材料費等の実費相当額であること。
- (6) 責任者を1名配置し、利用者及び事業従事者の事故に対応する（食品を提供する場合は、食中毒にも対応する）保険に加入していること。
- (7) 食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守するとともに、管轄する保健所の指導に基づき、所要の衛生管理を行っていること。
- (8) 食品の提供に関しては、食物アレルギー対策に十分留意し、子どもの健康情報及び緊急連絡先を事前に確認していること。
- (9) 福祉的な支援を必要とする子どもや保護者を把握した場合には、虐待通報等緊急の場合を除き本人の同意を得て、市町村等と連携を図り、必要な支援に結びつけるよう努めていること。
- (10) 営利活動や宗教的活動、政治的活動を行っていないこと。
- (11) 群馬県が運営するボランティアマッチングサイト「ボラスルン」のボランティア団体として登録済み又は登録申請中であること。
- (12) 群馬県が運営する「群馬県未利用食品マッチングシステム」の受取団体として登録済み又は登録申請中であること。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、子どもの居場所の運営費の削減に必要な経費及び子どもの居場所の継続的な提供を行うために必要となる経費とし、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。なお、補助金の額は、別表に掲げる額を上限として、予算の状況を勘案し、額を変更することがある。

2 別表に定める補助対象経費は、国や地方公共団体から補助等の財政的支援を受けている経費を除くものとする。

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の継続が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) (1) から (4) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全

部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 本事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(7) 補助事業の遂行において暴力団等から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報することとする。

(8) 別表に定める補助対象経費のうち、「①省電力化に繋がる物品の購入」に係る事業の着手は、第7条に規定する補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けて行うものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、第7条に定める交付決定を受けたとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、交付決定を行った日の属する会計年度の1月31日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定、交付、返還）

第11条 知事は前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金

の額を確定し、確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は前項の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、精算払により補助金を交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払によることができる。
- 3 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 4 すでに確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、当該補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。

#### （補助金の返還）

第12条 知事は補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- （1）規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- （2）補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第7条に抵触するとき。
- （3）不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

#### （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第13条 補助事業者は、第10条の規定による実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合、知事は、補助事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることができる。

#### （個人情報の保護）

第14条 補助事業者が補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

- 2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号）に規定する内容を遵守しなければならない。

#### （補助金の経理等）

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証

拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(活動状況等の確認)

第16条 知事は、第10条に規定する実績報告書が提出された日の属する会計年度の翌会計年度以後の期間においても、補助事業者が引き続き第3条第2項、第3項又は第4項に掲げる要件を満たしているか否かを確認することができるものとする。

(その他)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月26日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 補助金額

区分	補助対象経費	補助上限額
<p>子どもの居場所の運営費の削減に必要な経費</p>	<p>①省電力化に繋がる備品又は消耗品の購入 ・備品及び消耗品購入費</p> <p>②学校の長期休業期間等における開催回数の増加 ・食材費、光熱水費及び燃料費等の経費</p> <p>③こども食堂ネットワークぐんまの会費（加入済みの子ども食堂に限る。）</p>	<p>①30,000円 （子ども食堂以外の活動の場合は32,000円）</p> <p>②8,000円 （開催1回につき4,000円とし、2回までとする。）</p> <p>③2,000円 （子ども食堂のみ対象）</p>
<p>子どもの居場所の運営に要する経費</p>	<p>令和5年4月～12月の子どもの居場所の提供実績がある月数 ・食材費、光熱水費及び燃料費等の経費</p>	
	1 か月	8,000円
	2 か月	16,000円
	3 か月	24,000円
	4 か月	40,000円
	5 か月	48,000円
	6 か月	64,000円
	7 か月	72,000円
	8 か月	88,000円
	9 か月	96,000円

様式第1号（第6条関係）

令和5年度群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業  
補助金交付申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所  
補助事業者名  
代表者職氏名

群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金                      円

2 添付書類

- (1) 実施計画書（別紙1）
- (2) 所要額調書（別紙2）
- (3) 役員等に関する名簿（別紙3）
- (4) 開催状況（日程等）が分かる資料（開催チラシ、写真等）
- (5) 補助対象経費に係る見積書等の写し \*

\* 別表に定める補助対象経費のうち、「①省電力化に繋がる備品又は消耗品の購入」を申請する場合のみ添付すること。



様式第3号（第8条関係）

令和5年度群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業  
補助金変更交付申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所  
補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け群馬県指令第 号をもって交付決定された標記補助金について、群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更交付申請額	金	円
既交付決定額	(	円)
差引増減額	(	円)

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 実施計画書（別紙1）
- (2) 所要額調書（別紙2）
- (3) 役員等に関する名簿（別紙3）
- (4) 開催状況（日程等）が分かる資料（開催チラシ、写真等）
- (5) 補助対象経費に係る見積書等の写し \*

\* 別表に定める補助対象経費のうち、「①省電力化に繋がる備品又は消耗品の購入」を申請する場合のみ添付すること。

様式第4号（第8条関係）

群馬県指令 第 号

法人等代表者名

令和 年 月 日付けで変更交付申請のあった令和5年度群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）第5条及び群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第2項により、下記の条件を付して変更交付します。

令和 年 月 日

群馬県知事

記

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで変更交付申請のあった令和5年度群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金変更交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- 2 変更後の補助金の額は次のとおりとする。

変更後の補助金の額	<u>金</u>	円
既交付決定額	(	円)
差引増減額	(	円)

- 3 補助事業者は、規則及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。

様式第 5 号（第 9 条関係）

令和 5 年度群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金  
中止（又は廃止）承認申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

住 所  
補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け群馬県指令第 号をもって交付決定された標記補助金に係る補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定によりその承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 6 号（第10条関係）

令和 5 年度群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業  
補助金実績報告書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所  
補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け群馬県指令第 号をもって交付決定された標記補助金に係る補助事業の実績について、群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

記

1 補助金所要額 金 \_\_\_\_\_ 円  
既交付決定額 ( \_\_\_\_\_ 円)

2 事業完了年月日

2 添付書類

- (1) 所要額調書（別紙 2）
- (2) 開催状況（日程等）が分かる資料（開催チラシ、写真等）\*1
- (3) 事業実施に係る支出の根拠となる領収書及び契約書等の写し \*2

\*1 交付申請書（様式第 1 号）又は変更交付申請書（様式第 3 号）の提出時に添付した資料から変更がない場合は、添付を省略することができる。

\*2 別表に定める補助対象経費のうち、「①省電力化に繋がる備品又は消耗品の購入」、「③こども食堂ネットワークぐんまへの加入」を申請した場合のみ添付すること。

様式第7号（第11条関係）

群馬県指令 第 号

法人等代表者名

令和 年 月 日付け群馬県指令第 号をもって交付決定した令和5年度群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金については、令和 年 月 日付けで報告のあった事業実績報告に基づき、交付額を 円に確定します。

令和 年 月 日

群馬県知事

様式第 8 号（第11条関係）

令和 5 年度群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業  
補助金概算払請求書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所  
補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け群馬県指令第 号をもって交付決定された標記補助金について、群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第11条第 3 項の規定により、下記の金額を請求します。

記

- |   |                       |   |   |
|---|-----------------------|---|---|
| 1 | 今回請求額                 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額                 | 金 | 円 |
| 3 | 概算払受領済額               | 金 | 円 |
| 4 | 残 額                   | 金 | 円 |
| 5 | 概算払を必要とする理由           |   |   |
| 6 | 添付書類<br>月別の支払計画が分かる書類 |   |   |

様式第9号（第13条関係）

令和5年度群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金  
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

群馬県知事 へ

住 所  
補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け群馬県指令第 号をもって交付決定された標記  
補助金について、群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金交付要  
綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の額の確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した当該補助金に係る消費税等  
仕入控除税額

金 円

3 別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）

## 実施計画書（子どもの居場所物価高騰緊急支援事業）

## 1 事業者の概要

団体名			
所在地	〒		
代表者	氏名		電話
	住所	〒	
担当者及び 連絡先	氏名		電話
	メール		
活動開始年月日			
主な事業内容			
団体構成員数	人		
会計口座	金融機関名		普通 ・ 当座
	支店名		口座番号
	口座名義	フリガナ -----	

## 2 子どもの居場所の概要

居場所名称			
居場所種類	<input type="checkbox"/> 子ども食堂 <input type="checkbox"/> 学習支援 <input type="checkbox"/> 遊び場等（内容： ）		
対象地域			
事業目的			
主な対象者			
開催場所	住所	〒	
	施設名		
開催日	月 回（毎月第 曜日・第 曜日）・その他（ ）		
開催時間	時 分 ～ 時 分		
利用料	子ども（ ～ 歳）： 円 大人： 円		
HP 又は SNS 等	URL：		

### 3 子どもの居場所の運営体制

#### (1) 衛生管理・安全確保体制 ((※) は必須記入)

責任者氏名 (※)				
保険加入 (予定) (※)	保 険 名			
	保障内容	<input type="checkbox"/> 活動に伴う事故 <input type="checkbox"/> 提供する食品に起因する食中毒		
食品衛生法関係 (食事を提供する場合は、該当する項目を記入)	管轄保健所		相 談 日	年 月 日
	営業許可取得年月日	年 月 日		
	食品衛生責任者養成講習会受講者			
	食品衛生責任者養成講習会受講日	年 月 日		
	その他( )	年 月 日		
食物アレルギー対策 (食事を提供する場合は (※))	子どもの健康情報及び緊急連絡先の把握方法			
群馬県が運営するボランティアマッチングサイト「ボラスルン」のボランティア団体としての登録 (※)			<input type="checkbox"/> 登録している <input type="checkbox"/> 登録申請中である	
群馬県が運営する「未利用食品マッチングシステム」の受取団体としての登録 (※)			<input type="checkbox"/> 登録している <input type="checkbox"/> 登録申請中である	
こども食堂ネットワークぐんまの加入 (子ども食堂のみ (※))			<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入申請中又は申請予定 <input type="checkbox"/> 加入しない	

#### (2) 福祉的な支援が必要な場合に想定される連携先

区 分	名 称	連絡先 (電話番号)
市町村役場		
児童福祉所管課		
民生委員・児童委員所管課		
学 校		
小学校		
中学校		
市町村社会福祉協議会		
生活困窮者相談支援機関		
民間支援機関		

※ 適宜行を追加すること。また、日頃より情報交換できる連携体制の確保に努めること。

# 所要額調書

(  交付申請書の添付書類 ・  実績報告書の添付書類)

団体名

居場所名称

## 1 子どもの居場所の運営費の削減に必要な経費

補助対象経費	支出(見込)額 a	補助上限額 b	補助額 c
① 省電力化に繋がる備品又は消耗品の購入		30,000 (子ども食堂以外の活動は32,000円)	
② 長期休業期間等における開催回数の増加 (1回あたり4,000円)		8,000	
③ こども食堂ネットワークぐんまの会費 (子ども食堂のみ対象)		2,000	
合計			0

⇒

②の増加分の開催(予定)日 (該当する場合のみ記入)	
1 回目	
2 回目	

(記載上の注意)

- ・c欄には、a欄とb欄を比較して、少ない方の金額を記入すること。ただし、千円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てた額を記入すること。
- ・交付申請書の添付書類の場合は、支出見込額、開催予定日を記入すること。

## 2 子どもの居場所の運営に要する経費

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
開催(予定)日						

開催月	10月	11月	12月
開催(予定)日			

実施月数
0 か月

(記載上の注意)

- ・月4回以上の開催実績がある場合は、前半4回まで記載すること。
- ・交付申請書の添付書類の場合は、開催予定日を記載すること。

## 補助金額の算出

1 子どもの居場所の運営費の削減に必要な経費

0 円

2 子どもの居場所の運営に要する経費

#N/A 円

補助金額合計

#N/A 円

## 所要額調書

記入例

(  交付申請書の添付書類 ・  実績報告書の添付書類 )

団体名 ○○実行委員会

居場所名称 ◇◇食堂

## 1 子どもの居場所の運営費の削減に必要な経費

補助対象経費	支出(見込)額 a	補助上限額 b	補助額 c
① 省電力化に繋がる備品又は消耗品の購入	28,900	30,000 (子ども食堂以外の活動は32,000円)	28,000
② 長期休業期間等における開催回数の増加 (1回あたり4,000円)	4,000	8,000	4,000
③ こども食堂ネットワークぐんまの会費 (子ども食堂のみ対象)	2,000	2,000	2,000
合計			34,000

⇒

②の増加分の開催(予定)日 (該当する場合のみ記入)	
1回目	8月20日
2回目	

(記載上の注意)

- ・c欄には、a欄とb欄を比較して、少ない方の金額を記入すること。ただし、千円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てた額を記入すること。
- ・交付申請書の添付書類の場合は、支出見込額、開催予定日を記入すること。

## 2 子どもの居場所の運営に要する経費

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
開催(予定)日	15			15	15	15
					20	

開催月	10月	11月	12月
開催(予定)日	15	15	15

実施月数

7

か月

(記載上の注意)

- ・月4回以上の開催実績がある場合は、前半4回まで記載すること。
- ・交付申請書の添付書類の場合は、開催予定日を記載すること。

## 補助金額の算出

1 子どもの居場所の運営費の削減に必要な経費

34,000 円

2 子どもの居場所の運営に要する経費

72,000 円

補助金額合計

106,000 円

